# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 海外登山奨励金に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、海外登山の振興のために授与する「海外登山奨励金」(以下、「奨励金」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

#### (授与基準)

- 第2条 海外登山の振興並びに海外登山技術の向上と普及を図るため、次の掲げる基準に該当し、 かつ、日本に在住する者をもって構成する登山隊に対し、奨励金を授与する。
  - (1) 登山計画が斬新・独創的で、多大な成果が期待できる登山隊
  - (2) 他団体等から協賛金・助成金等の交付を受けない登山隊
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に奨励金を授与することが適当と認められる登山隊
- 2 第1項の選考の対象となる登山隊の登山期間は、前期を当該年の9月から翌年の2月、後期 を翌年3月から8月に出発する登山隊とする。

## (選考委員会)

- 第3条 会長は、登山隊の適正な選考を図るため、海外登山奨励金選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、学識経験者及び登山部の中から選考委員を委嘱する。
  - 2 委員長は、登山部担当副会長をもって充てる。

### (選考及び決定)

- 第4条 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集し、第2条の基準に該当する登山隊を選考する。
- 2 委員長は、選考結果等を会長に報告するとともに、直近の常務理事会で承認を受けなければならない。

### (奨励金の申請)

- 第5条 奨励金を受けようとする登山隊は、次の各号の期日までに、別に定める交付申請書に所 要事項を記載して申請しなければならない。
  - (1) 前期登山期間の登山隊は、当該年の6月末まで
  - (2) 後期登山期間の登山隊は、当該年の12月末まで

### (奨励金)

第6条 奨励金は、選考委員会の決議をもって、予算の範囲内で授与する。

#### (登山隊の義務)

- 第7条 奨励金の授与を決定された登山隊は、次の各号の義務を有する。
  - (1) 海外登山中の事故を担保とする保険又は共済の加入
  - (2) 高峰登山調査のための所定の登山計画書及び登山報告書の提出
  - (3) 本会主催の海外登山技術研究会、海外遭難対策研究会及び海外登山懇談会等に対する登山報告

(奨励金の返戻)

- 第8条 奨励金を受けた登山隊が、次の各号に該当する事項がある場合は、奨励金を返還しなければならない。
  - (1) 諸般の事情等により計画を延期又は中止した場合
  - (2) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会規定類に抵触する行為を行った場合

(雑則)

第9条 この規定の改廃については、常務理事会の決定するところによる。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この改訂規定は、平成25年12月12日から施行する。

平成29年3月4日 一部改定(平成29年4月1日から施行)

この規定は、令和元年7月11日から施行する。